

第5回国語分科会問題点整理小委員会・議事録

平成23年9月27日(火)
午後2時02分～3時58分
文化庁・特別会議室

〔出席者〕

(委員) 林主査, 内田副主査, 阿辻, 岩澤, 鈴木, 関根, 出久根, 東倉, 納屋,
やすみ各委員 (計10名)
(文部科学省・文化庁) 舟橋国語課長, 氏原主任国語調査官ほか関係官

〔配布資料〕

- 1 第4回国語分科会問題点整理小委員会・議事録(案)
- 2 これまでの議論で指摘された検討課題について(Ver.2)
- 3 平成22年度「国語に関する世論調査」報告書(文化庁, 平成23年)
- 3-1 平成22年度「国語に関する世論調査」の結果について
- 3-2 平成22年度「国語に関する世論調査」の結果の要点
- 4 問題点整理小委員会における今後の検討スケジュール(案)

〔参考資料〕

- 公用文作成の要領(公用文改善の趣旨徹底について)

〔経過概要〕

- 1 事務局から配布資料の確認があった。
- 2 今期初参加となる, やすみ委員から自己紹介があった。
- 3 前回の議事録(案)が確認された。
- 4 事務局から配布資料4の説明があり, 同資料の検討スケジュールが了承された。
- 5 事務局から配布資料3, 3-1, 3-2及び配布資料2の説明があり, 説明に対する質疑応答の後, 配布資料2の「4 常用漢字表・公用文に関すること」についてを中心に意見交換を行った。なお, 事務局から, 同日11時～12時まで「国語を考える国会議員懇談会(国語議連)」の9月定例会があり, 国語課から「国語に関する世論調査」の説明を行ったこと, また, 説明に対して出された意見についての紹介があった。
- 6 次回の問題点整理小委員会は, 10月31日(月)の14時～16時に文部科学省・第1会議室で開催すること, また国語分科会は, 10月18日(火)の14時～16時に文部科学省講堂で開催することが確認された。
- 7 質疑応答及び意見交換における各委員の意見は次のとおりである。

○林主査

今期は, 常用漢字表の見直しも終わりました, 今後の審議で取り上げるべき重要事項を洗い直すという作業に入っております。最初にその議論の前提となるような基本的事項, 例えば日本語の分かりやすさとか, 「平明・的確・美しく・豊か」といったような見方についてとか, そういったことについて自由なお話を頂いた上で具体的な項目について検討に入っております。その最初の項目として取り上げたのが, 公用文の書き方でございます, それと関連する常用漢字表に対する手当ての問題も話題として取り上げられてき

ておりまして、その辺りの話の続きを本日は予定いたしております。

ということで、これからやすみ委員にはお加わりいただくわけですが、今期初めて出席いただいたということで、一言御挨拶を頂戴できればと思います。

○やすみ委員

改めまして、川柳作家のやすみりえと申します。よろしくお願ひいたします。欠席が続いておりまして、大変申し訳ございませんでした。これから、これまでいろいろと議題が出ていると思うんですけども、この中に混じらせていただいて、私も一緒にその議題に取り組んでまいりたいと思っております。

ちょうど今日配布されております資料をばらばら見ておりましたら、配布資料3-1ですか、これの12ページの7番に国内で消滅の危機にある言語や方言という問いが入っています。来月私は八丈島の中学校に2回にわたってお邪魔して、地元の子供たちと消滅の危機にあると言われている方言を使った川柳を作るワークショップを予定しております。これは文科省のコミュニケーション教育事業（児童生徒のコミュニケーション能力の育成に資する芸術表現体験）の一つとして開かれまして、私が講師として招かれるんですが、地元で子供たちがどんな方言を使って、なくなっていく言葉などにも目を向けて、きっと楽しい作品を作ってくれるだろうなと楽しみにしています。そういった現地で見聞きしたことや、また問題点などを、こちらの小委員会で報告させていただくような機会も持たせていただけたらと思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○林主査

どうもありがとうございました。それでは早速本日の議事に入りたいと思います。配布資料4は、皆様の御都合を伺った上で立てたぎりぎりの予定でございまして、国語分科会の総会がある月を除きますと、基本的にこの小委員会は月に1回というペースで組まれております。何かこれにつきまして、御質問ないしは御都合の悪い向きがございましたら、教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。（→挙手なし。）

特段ないようでしたら、これは御承認いただいたということで、大体この予定で進めさせていただきます。（→委員会了承。）

続いて、配布資料3、3-1、3-2の御説明について、何か御質問ございましたら、お伺いしたいと思います。

○内田副主査

先ほどの「官公庁が示す文書を読むことがあるか」という問い、配布資料3-1で言うと15ページなんですけど、この問いと、それから、次の、「官公庁などが示す文書を読んでいて、何か困ったことがあるか」という問いなんですけれども、この二つの問いはクロスして御覧になっていますでしょうか。つまり、読むことはない人たちが「特に困ったことはない」と重なっている可能性があるんで、念のためお尋ねします。

○氏原主任国語調査官

そのことについては説明を省略してしまったんですが、これは、15ページの下のところを見ていただくと、問13で「官公庁などが示す文書で読むことがある」を一つでも回答した人、つまり、全体の60.6%の人に対してだけ聞いていますので、「読むことはない」とお答えになった方には聞いておりません。

○内田副主査

それは、やっていないと。

○氏原主任国語調査官

はい。

○林主査

ほかに、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。(→挙手なし。)

それでは質問は特に出ないようですので、本日の協議事項に入りたいと思います。お手元の配布資料2の4ページを御覧くださいませ。「4 常用漢字表・公用文に関すること」、前回の続きでこの辺りに焦点を絞って引き続き御議論いただきたいと思います。これに関連して御質問は余りございませんようでしたが、この「国語に関する世論調査」全般にわたって、何か御感想等がございましたらそれを伺って、それを入り口に今の点に御議論を進めていただければと思います。

最初に、ざっくりばらんな御印象があったらお伺いしたいと思います。この世論調査は、毎年そうですけれども、新聞、放送がかなり取り上げてくれまして、私自身は、こういうことにマスコミが関心を持ってくださることは非常に日本語のためにいいことだと、毎年これを見ながらそういうふう感じております。今年は、特にそろって「すごっ」とか、形容詞の語幹の問題を取り上げていて大変興味深く思いました。この辺り、出久根委員、何か御感想があったら…。

○出久根委員

一番びっくりしたのは、例えば「^こ姑息」ですね。これは、私も知らなかったです。私も「ひきょうである」という意味で用いていました。これは、ですから、国民の皆様が間違えたというのは作家の責任ですよ。あと、時代小説で見えていまして、ほとんどの人がみんな「ひきょうな」という意味、ニュアンスで使っていて、「一時しのぎ」という本来の意味なんていうのは、ほとんど消えていますね。「姑息の手段をとってひきょうではないか」というのは、そういう意味で、「一時しのぎ」というのが何か頭から抜けていたような気がします。

○阿辻委員

そう言われて思い出すのは、「姑息」の出典は中国の確か『説話新語』にあったと思うので、中国での使い方はそういう意味なんですけど、日本に早い時期に入ってきて、日本なりの使い方をしますの、ですから、これは間違いというわけではないだろうという気がするんです。

○出久根委員

そうですね。私もまず本当を言いまして、「ひきょうである」つまり「一時しのぎ」という意味と大体言ってみれば内容は似たようなことですから、これを間違いであると指摘した今回の結果にちょっと私はびっくりしたんですよ。言葉というのは本来厳密な意味で確かに間違いである、正確であると分けていきますと、私どもは非常に曖昧な言葉遣いをしているということがこの一つでも分かるような気がしまして、今回「姑息」というのを取り上げたということで、私が感じたのはそのことなんです。だから、正しい意味で用いなければいけないのかと言われると、私はそうでもなく、そのニュアンスが合っていればいいんじゃないか、つまり、言葉に幅広い意味を持たせるということも、これだけ複雑な現代生活の中ですから許されるのではないのかというのが私の意見です。

○林主査

確かに、言葉の正しさというのは難しいですね。何をもって正しいとするのか。辞書に合っていると正しいとか、大勢の人たちの使い方と一致していると正しいとか、正しさの基準はなかなか難しいものがあるように思います。確かに今のお話を伺いますと、今回のこういう調査も非常にいろいろなことを考えさせるきっかけになる、意味の深い調査だなという感じがいたします。

○関根委員

今の点は、この調査でも非常に慎重に、「正しい」とか「間違い」とかお書きになっていないんですね。ここでは「本来の」というような書き方なんですけど、マスコミで取り上げるときは、それではとても分かりにくいので、どうしても〇×になってしまう傾向があるんです。その辺はマスコミも慎重に書いてはいるつもりでも、やはり読者に届く時点では、正しい、間違いと受け取られることが多いと思うんです。

そういうことであると、むしろ、もちろんこれはお分かりになってやられているんだと思うんですが、この「国語に関する世論調査」の、例えば結果発表の時点でもうちょっとメッセージ性を出してもいいんじゃないかなと思うんです。今おっしゃったように、これは本来はこうだけれども、もう既にこれはこういうふうに使われているので、許容できるのではないとか、あるいはこれに関しては、例えば、非常に年代によって使い方が違うので、コミュニケーションギャップの可能性があるので慎重に使おうとかいうような解説を付けて、もうちょっとメッセージ性を出しても、むしろ国民はそれを求めているような気はするんですね、この「国語に関する世論調査」に対しては…。ただ、調査の結果はこうだったというよりはですね。

ですから、「姑息」なんかもそのとおりですし、ただ、医療の「姑息療法」というのは対症療法と同じ意味で今でも使われると思いますし、例えば、そういう場面ではこういう意味で使われているので、そこで間違いや勘違いが起こったりするというおそれもあるわけですから、そういうものも含めて、何かもうちょっとメッセージ性を思い切って出していただいてもいいんじゃないかなと思うんです。これは感想ですが、どうでしょうか。

○氏原主任国語調査官

そうですね、その辺りは非常に難しいところだと思います。この言い方や使い方はもういいんじゃないかと言ってしまうと、それが一種のお墨付きになってしまう。役所としてはそういうことはなかなか言いにくいわけです。それでは、それをやる役割はどこにあるのかという話になるのですが、それは、この場だろうと思うんです。つまり、これまでで言えば国語審議会です。例えば、戦前から問題になっていた、形容詞に「です」を付ける「美しいです」とか「大きいです」とか、それまでは問題ありと言われていた言い方を、昭和27年の「これからの敬語」の中で認めたわけです。そういうことができるのは、これまでで言えば国語審議会、現在で言えば国語分科会だけなんだろうと思っています。

我々がいろいろな調査をやっているというのはいろんな意味があるわけですけども、その一つは、国語分科会で議論していただくときの審議の材料を提供したいということ。それによって、言葉を使っている人たちの意識だとか、具体的な状況だとかを見ていただいて、それに対して、どういう処方箋が国語施策として必要なのかということを専門家のお立場からおまとめいただくということだと思うんですね。

○岩澤委員

関根委員がおっしゃったことですが、これを調査して公表しているところに、もう既にメッセージ性がありますよね。それが強いメッセージだと思うんです。なぜこれを選んだのかということからあるわけですから。ですから、そこにもうメッセージは込められているのかなという感じを私は持ちました。

どうしても、従来の傾向と余り変わりはないというところで皆さんおっしゃっているんだけど、私がこれを見てちょっと関心を持ったのは、確かに言葉や言葉遣いに関心がある人が非常に増えていて、例えば言葉の乱れとか、そういうことから来るのかもしれませんが、中身をよく見てみると、「言葉の意味・由来やその歴史」に関心があるという数字が増えていたり、「情報機器が国語に与える影響」というところも、これは東倉委員が御専門かもしれないですけども、増えているんですよね。ですからそういう意味で傾向として、むしろ我々が一番関心を持ってほしいことに若干向かっているんじゃないかなといういい面も、この調査結果の中にあるかなという感じをちょっと持ちました。

それともう一つ、ついでで…。ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、「言葉や言葉遣いで困っていること」というので、「人に対する話し方が上手ではない」という人が、若い男性で非常に多い傾向が出ています。20代では3人に一人、10代では4人に一人は「人に対する話し方がうまくない」という傾向が出ていて、平成11年度以降ずっと増えてきているんです。数字が平均でも2割近くになってきているということで、私は前からずっと申し上げていますが、学校教育の中での話し言葉の実践をもっときちっとフォローするというのかな、具体的に本当に現場の先生方が何をおやりになっていて、また、国としてその先生方をどうフォローしているのかということから始めていかないと、先ほどテレビの影響というようなことをおっしゃいましたけれども、正に社会の映し鏡であるわけですから、確かにテレビがそれをまたやることによって増幅していくという作用はあると思いますけれども、これはテレビばかりの責任とはなかなか言い難いのではないかなという気がするんです。ですから、もっと基になるところから時間を掛けて取り組んでいかないと、なかなかすぐには解決が付かないなという印象を持ちました。

○林主査

ありがとうございました。出版の方で、鈴木委員、いかがですか。

○鈴木委員

一つは、今、岩澤委員がおっしゃいましたような教育の現場、特に初等教育のところではいろいろ検討するべきところがあるんじゃないかと思います。と言いますのは、これは前の小委員会でも申し上げたんですけども、一つは、受け手と送り手の共通の理解というのが絶対にあるはずだと以前から思っているんです。そうすると、じゃあどこでそういうものを作り上げていくかといったら、初等教育の段階から一つずつ、1年1年作り上げていって、大ざっぱな言い方で申し訳ないですけども、一つの共通の意味合いをお互いが分かることだということはある程度作り上げた中で、そこに対して違う言い方とか、バリエーションを、逆に、今度は高等教育の方かもしれませんけれども、どう加えていくんだということ、ある程度、正しいという言い方では確かにないと思うんですけども、これはほとんどの人が分かるよ、同じ意味として捉えるよということが必要なんじゃないかと思います。

私事で恐縮なんですけど、辞典を出している出版社としては、辞典に書かれている意味が正しいとまでは、そこまで残念ながら言い切る自信がないんですけども、ただ、一つの指針には使っていただけるだけのものがなければいけない。ただそれも、先ほども出久根委員がおっしゃったように、これは本来の意味だからこうなんだという人たちが、例えば

先ほどの「姑息」というのは非常に低いですよ。本来の意味を理解している人は非常に低い。その低い意味を、これが正しいんですと声高に言っても余り意味がない。かえって混乱するだけということもあるかと思います。こういう意味に使われることも多いというような解説ができればいいかなと、今いいヒントを頂いたという気もするんです。

そんな場面で、例えば、この小委員会でもそういうふうに議論していただければと思いますし、ある意味ではそれを受けまして、私どものような出版社もそういうところまでできるだけ、これが正しい、間違いではなくて、こういう意味合いだけでも、こう使われるとか、いろんな言葉に解説を入れるようなこと、多分今私どもだけじゃなくて、各辞典を出している出版社はみんなそういう工夫をされているので、できるだけそういうふうにしていくべきかなと、多少の責任ということからすると、そういうようなところも工夫していくべきかなと考えます。

○出久根委員

今、鈴木委員がおっしゃいましたように、辞書なんかでも、「〇〇とも。」なんてありますよね。こういう読み方も許容されているという形で「〇〇とも。」と。森鷗外が東京の地図を作りましたときに、後ろにインデックスがありまして、そこに「十軒町」という東京の地名を「じっけんちょう」と「じゅっけんちょう」と二つ併記してあるんですね。つまり、初めて東京に来た人は「じっけんちょう」とは読めませんから、「じゅっけんちょう」と読んだ場合にもそれでもって引けるという形です。鷗外は東京の区分地図を発明した人間ですけれども、非常に私は鷗外という人はすばらしいなと思いましたね。初めて読む人というのは必ずいるわけですよ。その人たちにも引けるような工夫をした。本来、辞典というのは、言葉が分からなくて引くわけですから、まず見出しを引くときにそれが読めなければ引けないわけですし、誤読している人でも読める形、そういう辞典、初めてその言葉を聞く人も引けるという、そういう作り方もあっていいだろうと思うんです。

その意味で、例えば「姑息」が「一時しのぎ」というのは本来正しい意味なんですけれども、「ひきょうである」というつもりで使っていた人も、今度、「姑息、一時しのぎ、ひきょうとも」という形で許容されても、そういう辞典が今後出ても、私はいいだらうと思うんです。「言葉が乱れる」というよりも、時代で、例えば「ひきょうな」という意味が正しいと思っている人が60%ぐらいになりましたら、もうそれは採用すべきじゃないかとさえ思うんです。この小委員会にはふさわしくない意見ですけれども、やっぱり言葉の問題は幅広い見方で討議すべきじゃないかというのが、一つ私があります。

○林主査

ありがとうございます。随分大事な意見をたくさん頂戴いたしました。言葉の正しさというのはどういうふうに考えられるのかとか、あるいは関根委員のメッセージ性、一体何をどこまで国民に伝えるのが意味があるのかとか、それから岩澤委員の、私は、非常に強く感じましたけれども、教育における話し言葉の実践の問題ですね。それから鈴木委員の、特に辞書なんかのお立場から、標準的な意味・用法というものがどういうふうな形で記述、あるいは提示できるのか、これもやはり母語の教育の中では、非常に重要な問題でございます。

本日は感想をお伺いすることに、時間の関係上とどめざるを得ませんので、ただ、ここでお聞きしたのがそのままになってしまわないように、これを記録いたしまして、今後の国語施策のヒントや、あるいはそれを基に是非生かさせていただきたいと思いますので、本日は予定している事項もあることとございますので、御感想については一応ここで一区切り付けたいと思います。ただし、今言われたことは本当に大事なことばかりでございます。

すので、これは記録にとどめて必ずこの後の議論に結び付けていきたいと思いますので、その点を御理解の上で、先に進むことを御勘弁いただきたいと思います。

それでは、本日の配布資料2の「4 常用漢字表・公用文に関すること」、この辺りでも引き続き御議論いただきたいと思います。今回の「国語に関する世論調査」には、公用文に関する問いが入ってございましたので、まず最初に、配布資料2のページで申しますと5ページに相当いたします、「法令・公用文の在り方に関連して」と、前回いろいろな、これも貴重な御意見を伺っておりますが、これに関して更に付け加えたり、あるいはこれについて何か改めたりということで御意見があったら是非お願いしたいと思います。

確かに、今回の調査で改めて現在の「公用文の書き方」を見ますと、かなり実態とずれていると感じますと同時に、前回の御意見の中には、こういう公用文を見直すことは非常に重要である、優先順位の高い課題であるといったお考えは、ほぼほとんどの委員に共通して見られたようでございます。この辺りについてもうちょっとと言いましても、実は、これは今後審議すべき重要事項を洗い出す作業ですので、ここで何かこれに関してはっきり固まった方針を出すということではございませんけれども、将来の議論の糧になるような意味合いもございしますので、具体的に何かお考えになっていること、お感じになることがあったら是非お聞かせいただきたいと思います。

○阿辻委員

前日も申し上げた記憶があるんですが、「公用文」の明確な定義がどうも存在しないみたいで、定義が必要かどうかというところから考えるべきかなという気がいたします。

例えば、官公庁とか、あるいは地方自治体から発布される文書を公用文としても、発信される対象がお年寄りなのか、あるいは民間の企業なのかによって中身の文章の在り方も当然違ってくるでしょうし、これが公用文ですと、かちっと決めても、それが現実の運用の段階では、かなり多様な展開をしていくことになるだろうと思います。だから、公用文の作成に関して一義的にこうということが、果たして現在において可能かどうか。かなりファジーな形で、一般社会に対して公的機関から発信する場合の目安という、それぐらいの形でしか検討できないんじゃないかという気がします。

○林主査

そうですね。今の点は大事な点だと思います。何か関連して御意見がございますか。

○出久根委員

確におっしゃいますように、私どもは「公用文」というと、大体役所から私ども庶民に発せられる文書と捉えていますし、まず定義を決めないことには、この文章が分かりいいとか、よく伝わっているとかがというのは論議できないような気がするんですね。

例えば、役所から来る手紙は「〇〇殿」になっていますよね。「出久根達郎殿」です。私は、この「殿」という言葉を使っていることからして、公用文というのは形が決まっていると思うんですよ。江戸時代で言いますと「殿」というのは自分と同等、もしくは目下の者に対して使う言葉で、上の者に対しては「様」ですよ。その意味で言うと、役所が発する「出久根達郎殿」という意味は、逆に言いますと、見下げた言い方ですよ。この見下げた意識で書いている文書が公用文だろうと考えますと、まずそこから論議していかないと、分かりいいも分かりにくいもないと思うんです。つまり、差別と言っては非常に生々しい言葉になりますけれどもこの意識がまだお上にはある。これをなくさない限り、私は公用文の性格は定義もできないだろうと思うんです。

○内田副主査

配布資料3-1の15ページの「官公庁が示す文書」ということでの質問を見ますと、やはり官公庁が発行した広報誌、チラシやポスター、通達や通知文、ホームページ、白書や報告書の類い、これがほぼ、複数回答かもしれませんが、こういうものを想定する人が多いと考えてよろしいのではないかという気もするのです。定義という、かちっとしたのではなくて、このぐらい広い範囲で言っているのではないのでしょうか。

それから、今、出久根委員が言われたことで、私が勘違いしていたかなと思ったのは、敬意の表現というのは相手との距離の長さで示すと思っておりまして、「様」が一番近くて、次に「殿」、「殿下」、「御机下」、「御侍史」という順番ではないかと思っていて、「殿」というのは、「様」という相手を直接よりも、その人の住む館を指していると思っておりましたので、私は目下に使うとは、ちょっと思っていなかったのですが、これはどうなんでしょうか。

○出久根委員

どうなんでしょうかね。江戸時代の形としてはそういう使われ方をしていたようです。ただ、それが現代にそのまま通用するかどうかは、また別の問題です。本来どういうことなんでしょうね。「様」、「殿」、「氏」…。

○内田副主査

もともと「あなた」というのも「彼方」と書いて、とにかくなるべく遠くというのが、意味が時代とともに変わって、今は「貴女」とか「貴方」と書いて、あるいは「貴男」と書く場合もありますけれども、直接近くなってきた扱い方に変わっていますね。だから、手紙に付ける「様」というのも、「様」というのは人そのものに対して、「様」と敬意を表して、その人がその相手ではなくて、相手が住んでいる館という意味で「殿」、「殿下」、「御机下」、それでも敬意が足りないので、机の下から、直接ははばかれるのでというふうにするとはばかり私は思っていました。

○関根委員

「様」もそもそもは「横様」とか、その人を直接指すんじゃなくて方向ということですよ。その意味では、語源は「殿」と同じです。

○林主査

大体、日本のアドレスタームと言いますか、人の呼び方というのはほかの言語に比べて極度に複雑でして、特に相手の呼び方とか、人称代名詞もそうですね、非常に複雑で、歴史的な変化が激しいので、その中を見ていきますと、相手を敬う気持ちで、その言葉にある高い敬意を込めると、使っているうちにだんだん敬意が薄れて、低下してきまして、例えば「君」というのは今、主として目下の人に使いますよね。同等の人、ないしは目下の人ですけども、「君」と言われたら同等の人でも少し見下されたという感じがするぐらいです。ところが、この「君」という言葉は元々は名詞で、代名詞でも何でもなくて、天皇とか、主君とか、君主とか、そういう非常に高い身分の人を指す名詞です。これが、代名詞として使われたときには非常に高い敬意の言葉で、特に「万葉集」なんかで「君」と言うと、女性が男性に対して使うことの方がずっと例が多いですね。非常に敬意の高い言葉。それがだんだん低下してくる。

これはほかの代名詞とか、それ以外の、接尾語なんかを付けて相手のことを呼ぶ呼称にかなり共通した特徴ですので、「殿」についても、出久根委員のおっしゃるような、既に

近世になるとその敬意が低下しているということであるのかもしれませんが。ちょっと私、「殿」については詳しくきちっと調べたことはありませんけれども、一般的な傾向としてはそういうことが言えるのではないかと思います。

○氏原主任国語調査官

公用文での敬称を「殿」にするか「様」にするかは、この世界では結構大きな問題で、俗に「殿様論争」と言われているぐらいです。

○林主査

なるほど。面白いですね。

○氏原主任国語調査官

昭和40年頃から、県レベルで、敬称の「殿」を「様」に変えるという動きがあったんですね。ただ、全ての県に及んでいるわけではありません。

敬意の程度というのは、正に林主査がおっしゃったとおり、時代によってかなり動いています。文化庁から「ことば」シリーズ」というのをを出してしまして、その中に「殿」と「様」というような問いもありますので、また、そこにはコンパクトに「殿」と「様」の敬意の変遷についても記述されていますので、次回の小委員会の時に、参考資料としてお出ししたいと思います。

○出久根委員

結局、この敬称の問題は非常に重要だろうと思うんですよ。公用文の内容に、つまり分かりやすく書くか、それとも一般の庶民はこれは知らない方がいいんだと、誤解されないような真面目な言葉遣いだけして、例えば、不真面目な言葉遣いをしないというのがあるのかもしれませんが、やっぱり敬称は重要なことじゃないかと思うんですね。

○林主査

そうですね。おっしゃるとおりですね。実は、こういう話はお行儀よく予定どおり進めることも大事ですが、時に応じていろんな議論に話が膨らんで、具体化した話になっていくということも、会議として非常に膨らみのある、幅のある会議になるだろうと、私は、こういうことも大事だと思っておりますので、こういうことがあったらまた話を交えながら進めたいと思いますが、その一方で、御議論いただきたいことも是非お願いしたいと思いますので、話をちょっと公用文の定義の方に戻したいと思います。

定義には、あらかじめ定める定義もありますけれども、目的によって、大体こういう範囲を想定しましょうよと考えるような、そういうのは定義と言えるかどうか分かりませんが、そういう範囲の決め方みたいなものもございます。

公用文について言いますと、はっきり最初からきちっと狭く定義をしてしまいますと、それは、そういう公用文を書く人たちだけのためのものになってしまいますし、前回ちょっと話が出ていましたけれども、公用文の書き方について見直しをすることの意味の一つは、日本語の分かりやすい書き方あるいは正しい書き方の言わば標準にさせていただける、そういう意味合いもあるのではないかと。

そういう点から言いますと、公用文を余り狭く最初から定義をしないで、大勢の人たちが読む文書というように広げて考えて、この内容を検討してまいりますと、適切な内容にまとめれば、狭い意味の公用文だけでなく、これはどなたがおっしゃったんでしょうか、例えば民間で、会社なんか公式に出すような文書だって、広く言えば公用文の範疇に

入るのではないかと、これは私のうろ覚えで、関根委員の御発言だったように思いますが、そういう範囲にまで適用していただけるようなものとして考えるんだとしたら、公用文の範囲は広げて考えていった方がいいと思いますので、定義というよりも、公用文というのをどの程度の範囲に広げて、書き方を見直していったらいいんだろうかと考えていくと、出来上がったものが使いやすくなるのではないかとと思うんですけども、定義に関して、そんな考え方はいかがでしょうか。

○阿辻委員

公用文の「公」という字があるから役所というイメージがあるので、名称を変えてしまえば話は簡単じゃないかと。

○林主査

何かいい名称はありますか。

○阿辻委員

ええ、それを今考えているんですが、なかなか出てこない。

○林主査

その辺りも含めた、これは今ここで詰めるにしては時間の限界がありまして、詰め切れないという難しい問題もありますが、今、阿辻委員の言われたようなことも言わばこれを実際に議論していただくときの課題として、名称の問題も宿題に残しておくということは大事なことかなと思います。

ほかに何か公用文に関連して、特に「国語に関する世論調査」を参考になさった上での御意見があったら伺いたいんですが。阿辻委員、どうぞ。

○阿辻委員

配布資料2の5ページ、その下から四つ目のひし形に「実際に、「公用文作成の要領」はかなり影響力を持っていて、これに沿って世の中が動いている。その意味で、公用文を見直すことに積極的に取り組めばいいと思う」という御発言、この「公用文作成の要領」は昭和27年なんですね。確かに官公庁の中ではこれに準拠してという方もいらっしゃると思うんですが、いかんせん昭和27年というと私が生まれた翌年でありまして、59年前になりますので、果たして現在にそのままスライドして適用できるのか、むしろこれをどのように現代的に脱皮させていくかということからやっていく方が効率的ではないかと思えます。これは分量的にそんなに多いものではないですよ。

○林主査

もうこれだけのものですよ。

○氏原主任国語調査官

はい、今日の参考資料としてお出ししているものが全てです。

○阿辻委員

参考資料にあるんですか。

○氏原主任国語調査官

はい。

○関根委員

すみません、「影響力を持っていて」という発言は多分私だと思うんですけども…。それはこの要領を読んでも、新聞各社で作っている用語の使い方の基準の冊子があるんですが、それはもう何遍も改訂されているんですけども、改めて見ると、そもそもの根拠がこの「公用文作成の要領」にあったんだなというのが結構あるんです。

前もちょっと申し上げたと思いますけれども、例えば交ぜ書きであるとか、言葉の言い換えであるとか、そういうものなんかはかなりこれが出発点になっているというのがあるものですから、そういう意味で発言したものです。

○林主査

これはやっぱり、もし今、阿辻委員が言われたように全面的に見直して、日本語の分かりやすい書き方の標準にしていだけるようなものができたとしたら、あるいはそうするためには、さっき言ったように公用文というのはできるだけ広い範囲で考えることが一つですけども、もう一つは、出来上がったものを大勢の人たちの目に触れるように、利用してもらえるように広報するとか、あるいはいろんな手段を講ずることも必要かなと思います。というのは、実は現在の「公用文の書き方」というのは、公用文を非常に狭く定義していて、しかもこれはそれに関係する方々が準拠するべきものとして、そういう方々の目には触れるけれども、なかなか一般の方はこういうものの存在さえ知らないというような形に、最初からそうだったかどうか分かりませんが、私が気が付いたときには既にそういうふうになっておりましたので、その辺りもちょっと考え直して、もしお手本になるような、あるいは見本になるようなものにするんだとしたら、いろいろな手段を講ずることが必要かなと思います。

○内田副主査

この調査結果を拝見してみますと、やはり全体の60.6%が、何らかの形でそういう文書を目にした人たちが回答していらっしゃるわけですね。今主査が言われたように、大勢が読む文書であり、しかも広い範囲、大勢の人の目に触れるようなものと考えたときに、どこに難しさを感じるかという、「特殊な言葉やかた苦しい言葉が多い」46.4%、それから「難しい漢字を使っている言葉が多い」というんですけど、これは実は「特殊な言葉やかた苦しい言葉が多い」という、こちらに吸収されてもよいものではないかと。漢字そのものは多分常用漢字の範囲でお使いになっていらっしゃると思うので、耳慣れない言葉、それが使われているのが読みにくいことの一つではないか、それが大きな原因になっているんじゃないかという気がいたします。

もう一つ、漢字をたくさん使っているということは非常に効率よく書こうとする余り、平仮名の部分が少なくなってしまうと、それで余計に読みにくい、かしまって読まなければいけないような印象を与えているのかなと、この調査結果を拝見して、そんなふうに思いました。

○林主査

ありがとうございます。確かにそういう、現実には受ける感覚から見ると、おっしゃるとおりじゃないかと私も共感します。これに関しましては、配布資料2の最後にありますように、前回、これは重要事項として今後審議の対象にするということに関しては、ここ

で御承認いただいておりますので、ただ今の御発言も先ほどと同様に記録して、具体的な議論の出発点と言いますか、基本的な検討事項に加えるようお願いしたいと思います。

それでは、途中で腰を折るようで誠に恐縮ですけれども、次に、「常用漢字表の手当てに関する事」ということで、1枚ページを戻りまして、ここで前回と前々回にわたって御覧のような御意見を伺っております。特に、常用漢字表の定期的な見直しについては、どういうふうに考えていったらいいのか。これも、実際にその問題に着手するとすると、その時点で、もう一度基本的な事項から話し合いをしていただくことになるだろうとは思いますが、これを重要な将来の課題として取り上げるにつきましては、やはりここで委員の皆様のお考え、あるいはお感じになっていることをきちっと伺って記録にとどめることも大切でございますので、これについては全く御自由に、どんな方向性からでも構いませんので、御意見を頂きたいと思っております。

○納屋委員

私もこの意見を出している一人だったものですから、お話をさせていただきます。

常用漢字表には当然、定期的な見直しをと書かれているわけでございますので、それをしなければならぬと思っておりますけれども、では実際に行うことになれば、基本的に調査をベースに置かない限り、それを実施することは不可能であろうと思っております。

今回は、大規模な漢字の出現頻度数調査を、書籍、新聞、教科書、それにウェブサイトでも行い、それに基づいて進められましたから、よろしいと思っておりますけれども、今後のことを考えますと、新たな情報媒体が使われる機会も多くなっていますから、漢字使用の実際を、どのように把握すべきかを、もう一度検討する必要があるかと思っております。

例えば5年なら5年、10年なら10年で、その場その場の調査だと、連続性がつかめず、余り生産的ではないと私のような素人でも感じます。ある程度長期に、しかも同一の基準でデータがつかめて、その結果に基づいて改定の必要性が判断できるような状態にできるなら、最も良いのではないかと思います。

○林主査

ありがとうございました。ほかに御意見、いかがでしょうか。

定期的な見直しをするということに関しましては答申の中に書き込んでございまして、一応、そういう方向性については御了解を広くいただいていると思っておりますが、具体的な点で何かお考えがあったら伺いたいと思っております。あるいは今おっしゃいました時期の問題もございましょうし、それから一体どういう方法でやるのかという問題もありましょうし、その辺りは本当にざっくりばらんに、思い付かれることを自由に御発言いただければ、またこれも、これから先の議論の糸口にしたり、あるいはその大事な論点にしたりするということをさせていただけると思うんです。

○阿辻委員

ざっくりばらんに申し上げますと、時期の問題は、林先生がお元気な間に可及的速やかにということがまず一つです(笑)。今のは冗談です。失礼なことを申し上げました。

それから、何年かでそういう組織ができたとして、何に基づいて何を見直していくかというよりどころが現状においては無いわけです。こういうものを出しました、今、世の中で使われていますよということを議論するにしても、そこのどういう点に問題があるか、何が問題になって、それをどう改善していくかということは、基づくためのデータがない限りどうしようもないわけです。

今ここで、ではこんなデータが必要だということは分かりませんが、しかるべき

組織ができれば、どのようなデータが必要かということから議論を積み上げていくことになるだろうと思います。前回の経験がまだフレッシュな間に、そのための「たたき台」は作っておく必要があるんじゃないかという気が私はいたします。自分自身も含めて、まだ印象はそれほど遠ざかってはおりませんので、今なら思い出せるということがあります。

○東倉委員

定期的な見直しということについては、以前の見直しの時に書いてあるということですが、私にはむしろ、不定期的な見直しになると感じていまして、マイナーチェンジという感じではいろいろと、かなりある程度の頻度でやらなきゃいけないとは感じますけれども、今回の見直しは、情報化がこれぐらい進んで、ある程度マチュア（＝成熟した）になった、変曲点に達したということで、そのインパクトが常用漢字に対して非常に大きいということで、見直しに至ったわけですし、それに匹敵するようなことが情報化で起こる時期か、あるいは違う軸で、ある程度起こり得るかというようなことで、その点を何か、先ほど納屋委員と阿辻委員がおっしゃったように、ある程度何かの指標でそれをウオッチしながら、その時期を見越して不定期にならざるを得ないかなと思っています。

○鈴木委員

時期については、議論されるときに是非参考にと言いますか、意識していただければいいのかなと思いますのは、私は前回欠席しておりましたので、どのような議論をされたのか分からないで申し上げて申し訳ないんですが、教育現場との関連というお話も多分出ていたと思うんですね。それから行きますと、指導要領の改訂は議論のときに意識していただいた方が、教育現場とのリンクができていいのかなと感じます、特に小学校は。今後は分かりませんが、今のペースで行きますと、小学校の翌年が中学校で、その翌年が高等学校ですから、そのペースで行くとすれば、やはり小学校の指導要領の改訂の時に、常用漢字についても、こちらから間に合わせるのかどうかは別にして、ある程度はリンクできるような時期に見直しをしていただけると、現場とのリンクができるのではないかなという気がいたします。ちょっとどこかで意識していただければと思います。

○阿辻委員

来月の21日でしたっけ、常用漢字表についての説明会が開催されますね。ああいう常用漢字表に関連したイベントは、これから定期的に関いていらっしゃるといような御計画はおありですか。

○氏原主任国語調査官

あの説明会は、常用漢字表の内閣告示を受けての説明会という位置付けになっていますので、つまり、たまたま常用漢字表が答申されて、内閣告示・訓令になったということでの説明会という位置付けですので、現時点では、定期的に関くというようなことは考えておりません。

○阿辻委員

つまり、不定期のもので、単発である可能性もあるわけですね。

○氏原主任国語調査官

そうですね。

○阿辻委員

問題が那邊にありやということを考えていくためには、文化庁がやるか、後はそれこそ新聞社やマスコミなんかが独自にそういうパネルディスカッションみたいなものをお開きになる可能性もあるのでしょうかけれども、何らかの開かれた場での議論があれば、問題のありかを見付けていくのはスムーズなのか、それこそこういう問題があるなということが見えてくると思いますので、こういう部屋の中での閉じた会議とは別に一般の方々が参加できるような常用漢字をめぐる議論の場があったらより分かりやすいという気がします。

○林主査

そうですね。特に見直しに関しては、おっしゃるように、そういうことはあると思えますね。

○阿辻委員

文句言いたい放題ということになるかもしれませんが、それはそれで耳を傾けるべきことだろうと思えます。

○林主査

時期の問題に関して私が感じていることを申しますと、以前に関根委員にお願いして、読売新聞の古い版を見せていただいたことがございました。あれを見ると非常に面白い、というのは、幾つか大事なことが感じられたんですけども、時期に関して申しますと、当用漢字の時には割合に早く、短期間で新聞の紙面がかなり変わってくるんですね。一番遅れているのは、これも関根委員に教えていただいたんですけども、字体が、なかなか新しい当用漢字の字体に変わってこない。どうしてかと言うと、鉛活字の時代ですから、すり減ったやつから直していくので最後に残ってくるみたいな字がある。ところがルビに関して言いますと、割合短期間でさーっとルビが減ってきて、今の我々の見ているような新聞の紙面に、印象そのものが近づいてまいります。

そういうものを思い出すと、今回の改定は一体どれぐらいたったらどれぐらいついの変化を生むのか、別の言い方をすればどの程度定着するのか、それをやっぱりはっきり見極めた上で、これは確かに東倉委員の言われるように最初から何年というよりは、その辺りを見極めた上で計画を考えるという柔軟なやり方も必要かなと改めて感じているところです。

現在の新聞、テレビを見ますと、ルビの付け方などはほとんど変わらないんです。これは無理がないので、先ほど鈴木委員のおっしゃったとおり、教育がまず先行して、その後でそれを追い掛けるように変わってくるというのが望ましい変わり方ですから、ここで、新しい常用漢字表ができたからといって、がらっと翌日から変えられるものでもないということであると、すぐには変わっていないというのは自然な勢いかもしれません。しかし、これがだんだん定着してくると、変化が生じてくる。その辺りをどんな程度の定着があるかということを見極めた上でということになりますと、ある程度の時間が掛かるかなと。

○阿辻委員

すみません、途中で。これまでの当用漢字から常用漢字へと違って、今回の改定は情報機器の普及という大前提がありまして、もう大臣からの諮問が出てから数年たっているんですが、パソコンの圧倒的シェアを占めているウィンドウズの中の、現状ではXPというOSがまだある程度使われているわけですね。XPが対応されるのは、後しばらくですよ。

○氏原主任国語調査官

XPのサポートは、2014年の4月までとっています。

○阿辻委員

2014年ですか。それから後はビスタとか7とか、多分7というOSがずっと行くでしょうけれども、コンピューターの字体もXPとそれ以降はかなり違いますので、それが今、もうプロの印刷屋さんだけじゃなくて、個人がパソコンを使って出版とか情報発信がありますので、コンピューターの内部的変化が時間とともに大きく変わってくるんですね。例えばしんによろの点の数の問題とか、それは従来の、林主査がおっしゃっていましたような、出版が規格に対応してくるスピードとは違って、物理的に対応せざるを得ないという状況が起こってきますので…。

○林主査

そうですね。字体に対しては特にそうですね。

○阿辻委員

それは大きな問題になると思います。

○林主査

今、定着度についてやはり検証する必要があるという。

○阿辻委員

しんによろの点を二つにしたのはそのためだったという大前提がありますので…。

○林主査

そうですね。そういう検証の必要があるというのが一つと、それからもう一つは、新しい変化と言いますか、文字の使い方そのものについての変化がどの程度進むかという面の検証も必要になってくるだろうと思います。

実はこの点に関して言うと、こういうふうに申し上げてよろしいのかどうか、御意見をまた頂きたいと思うんですけども、前回の常用漢字表と今回の常用漢字表の場合と比較しますと、今回は明らかにこの後比較するデータができたんです。というのは、基礎資料として使った凸版の組版データがごそっと残っています。同じものでなくてもいいんですけども、同じような資料の選択基準で、ほぼ同じような分量のものを調査すれば、割合比較しやすい。ところが、前の常用漢字の時には、この後、見直すにしても、本当にそれと同じような性格の文書で、同じような分量のデータを前と比較しようとしても、それが比較できるようなものがなかなか求め難かったものですから、単純な比較はできなかったんですが、この後はそういうことができるようになってきますから、新しく起こってくる変化に関しては比較検討する、最初に阿辻委員がおっしゃったようなデータはこれからは得られやすくなるのではないかと思います。ですから、そういうデータに基づいて新しい変化を感知する。

それからその前提と言いますか、それより前に、この常用漢字表がこれから何年か先、鈴木委員がおっしゃったように、ある程度新しい常用漢字表に基づく教育が進行した段階で一体どんなふうになっているのか、その辺りを併せて見ると、本当にこれは最初に何年とは決めにくい、しかしそれを見ると大体これぐらいのペースで見直していった方がいいのではないかという、東倉委員の不定期という辺りが少し周期性を持つてくるのではないかなと思いますけれども、東倉委員、いかがですか。

○東倉委員

そうなるといいと思いますけれども…。

○関根委員

質問なんですけれども、この答申で見直しと書かれた、その見直しというのは、要するに漢字の追加・削除ということですか。それとももうちょっと広く…。

○林主査

必ずしも改定を意味しておりませんで、もうしばらくこのままにしておくとか。

○関根委員

改定というからには、基本的には追加・削除ということですか。

○林主査

そういうことですね。

○関根委員

例えば、もうちょっと常用漢字表自体の語例を整理するとか、そういうのはこの見直しの中には入っていないようですね。

○林主査

見直しといってもそこまで詰めておりませんので、実はその辺りもここで御意見を頂ければ、それはこの辺りの見直しの中身になってくるだろうと思うんですね。字種、音訓だけでなく、もっと参考になるように語例を洗練しろとか、あるいはもっとこういう情報を加えるとか、そういうこともありましたら、御注文を頂戴することは大変有り難いことだと考えております。

○関根委員

最近、台風が幾つも来ましたが、「台風につめあと」という言葉が各紙でどのように使われているか御覧になると面白かったんじゃないかと思うんです。「つめあと」というのは今回「痕」が入りましたので、新聞協会ではかなり議論して、「跡」から「痕」に変えたんです。今までは「痕」がなかったんですけれども。

ただ、それはかなり抵抗があったんです。我々は「跡」に慣れておりますから。辞書なんかを見ても「痕」が多いし。ただ、語例にないんです、「つめあと」に関しては。各紙、大体「痕」にしたんですけれども、こういうものこそ決めておかなかったら混乱するだろうというのが私どもの趣旨だったんですね。多様な表記を認めることで豊かさというのはもちろんあるんですけれども、「つめあと」なんていう言葉を「跡」か「痕」にするかというのは、むしろ多様性よりは、どちらかに統一するかという方かなと思って…。

面白いのは、テレビのスーパーなんかを見ていると、読みにくいんじゃないかという判断から、「あと」を平仮名にしているところもありました。結局、そういうふうに語例にないものですから、いろいろ勝手にと言うか、やっているものですから、そういう頻出する熟語に関しては統一基準みたいな感じで入れるとか、我々としてはそういうのが希望ではあるんです。

○出久根委員

関根委員、今年「つめあと」の「あと」を「痕」にしたのは何か理由があるんですか。

○関根委員

理由は、一つは常用漢字に入ったということです。今まで新聞で「あと」は足偏だったんです。それは常用漢字に「痕」がなかったから。それで結局どっちを選ぶかという…。果たして「あと」の訓の使い分けができるかというところからいろいろやったんですね。えぐり取られるようなものは「痕」だろうとか、擦ったものは「跡」だとか、いや、そうじゃなくて、体に関して言うんだったら「痕」だろうとか。

じゃあ台風だって、えぐられたのか、それともあれは比喻として捉えるのか、あるいは文字どおり持っていかれたのか、じゃあ津波はどうするのかと、意味上の使い分けは無理だということになったんです。そうなると、辞書を見ると、大体の辞書は「痕」だったんですよ。「つめあと」というのが出てきたそもそもは、そこまでは分からなかったんですけども、これはどちらかに決めるしかないだろうということだったんですね。辞書の多くが「痕」を採用していて、しかも今回常用漢字に入ったということで、大勢は「痕」に行くのではないかという、そういういろんな議論があって、総合的に判断してやったんですけども。

○出久根委員

常用漢字第1号の使用例じゃないですか。

○関根委員

いやいや、かなり悩んだものの一つです。訓読みの使い分けって難しいんですよ。

○林主査

そうですね。訓読みは難しいですね。

○関根委員

小沢一郎氏が「検察とのたたかい」と言ったのを、「たたかい」の字が各社で割れたんです。これも「闘」か「戦」かというのは意味上の使い分けは無理なんですよ。御本人がどういう思いかというのがありますし。それは多様性になってくるのかもしれないし、表現の豊かさにつながっていくのかもしれないかもしれませんが、少なくとも熟語レベルに関しては、決められるものだったら決めておく方が無用の混乱は避けられるんじゃないかなという気がするんですよ。

○出久根委員

関根さんの御意見は、非常に今日の重要な論点じゃないですか。

○林主査

面白いですね。実は僕も、余り変わらないなと思いながらいろいろ注意して見ていたんですけども、「つめあと」は全く気が付きませんでした。

○関根委員

一番悩んだものの一つですね。

○林主査

しかも、そういう御議論があったということ自体も私どもには興味深いし、非常に刺激を受けます。

○関根委員

ですが、今でももちろん強制力があるものではないですので、各社の判断で、しばらくはいろんな「つめあと」が出てくると思います。

○林主査

御覧になった辞書というのは、新しく常用漢字表に合わせて作られた辞書でしょうか、あるいは元々からの…。

○関根委員

その時点では、まだ新しい常用漢字表は出ていませんから。新聞協会ですらそれを議論していた時は…。

○林主査

そうか。そうですか。

○関根委員

間に合うようにやったものですから。幾つか、三省堂の国語辞典は割に新聞表記を取り入れていますので、あれは「跡」でしたね。もちろん両方書いてあるものもあります。

○林主査

こういう言い方はちょっと不適切かもしれませんが、楽しく議論させていただいているうちに時間がなくなってしましまして…。どうぞ。

○関根委員

先ほど言われた国語議連の件については、何か一言申し上げてもよろしいでしょうか。

○出久根委員

関根委員、どうぞおっしゃってください。

○関根委員

本来なら、井田委員がいらっしゃれば多分おっしゃったと思うので、代弁させていただきますけれども、新聞協会の中の用語懇談会に放送分科会というのがありまして、そこでは放送関係の、主にアナウンサーと考査関係の人たちが集まって、放送がどうあるべきかという議論をしています。バラエティー番組なんかに関してまでは、どこまで口を出せるかということもありますから、例えばタレントの言葉遣い、あるいは生中継なので、そこまで行き届かないところがありますけれども、でも、新聞の我々が思う以上にかなり突っ込んだ議論を交わっていて、こうあるべきだと。

特に、新人のアナウンサー用に『放送で気になる言葉』という冊子を作っています、この前も、つい去年だったか、おとしだったか、改訂版を作ったばかりですし、こういうときにはこういう言葉を使うべきだみたいなことが書いてありますので、放送分科会の中で言われていることは、先ほどの話にも出ましたけれども、新入社員として入ってくる

アナウンサーの言葉遣いのひどさということですね。そうすると、正に学校教育が問題であって、むしろ、そこからやらなきゃいけないんじゃないかという思いを持っている人はかなり多いです。

○林主査

そのことは、以前、この小委員会でも井田委員がおっしゃっていましたよね。何のことだったか、今、急に思い出せないんですけれども。

○阿辻委員

「訃報」を「トホウ」と読んだという。

○林主査

そうか、そうか。

○出久根委員

それは教育の問題じゃなくて、政治の問題じゃないですかね。

○林主査

そういう見方もあるかもしれませんね。それでは、率直に申して有意義で、かつ楽しい議論をさせていただきました。時間が来てしまいましたので、これについてはここで区切りを付けさせていただきます。今日のお話を受けておっしゃったことを整理して、更に引き続いて常用漢字の見直しについて御議論を頂きたいとなりましたら、次回に引き継ぎたいと思いますが、もし、時間も限りがあることですので、次のテーマでお話を頂きたいということになりましたら、先ほどと同様に、ただ今おっしゃっていただいたことにつきましては、しっかりと記録にとどめまして、実際に議論していただくときに生かしていただくという方向で進めさせていただきたいと思います。

誠に恐縮ですけれども、そういうことで、時間が来てしまいましたので、本日の議論についてはこれで終わりにさせていただきたいと思います。今日の協議は、これで終わりにいたしたいと思いますが、先ほど氏原主任国語調査官からお話がありましたように、10月18日に予定されております国語分科会への報告につきましては、この小委員会はどのようなことをしてきたかという報告でございますが、それにつきましては、私に御一任いただければ有り難いと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。(→委員会了承。)

どうもありがとうございました。それでは、本日はちょうど時間でございます。これで閉会にさせていただきたいと思います。お忙しいところ、ありがとうございました。